

ANNEX A 住友林業株式会社

2024 年度 12 月期 英国現代奴隷法及び人身取引に関わる声明（仮訳）

はじめに

住友林業株式会社（以下、「当社」）は、当社の事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷制（強制労働及び児童労働を含む）及び人身取引に対抗するための取り組みを改善することに、引き続き尽力してまいります。

当社は、サプライチェーンにおける現代奴隷制及び人身取引を積極的に防止する義務があることを認識し、これらの慣行を一切許容しない方針を維持しています。また、当社は、現代奴隷制及び人身取引の問題に、グループとして引き続き協力して取り組んでいきます。当社は、これをグループとしての重要分野と位置づけ、その防止に対する取り組みを強化しています。

本声明では、当社の事業及びサプライチェーンに関する情報、並びに現代奴隷制に対処するために当社が講じた措置について概説します。

組織構造

1691 年に創業され、1948 年に大阪に本社を置き（現在の本社は東京）設立された当社は、再生可能な天然資源である木を軸に、林業経営、木材・建材の製造・販売、戸建住宅や中・大規模木造建築、不動産開発、木質バイオマス発電など、幅広いグローバル事業を展開しています。英国では、2022 年 2 月に英国で設立された完全子会社である Sumitomo Forestry Europe Limited を通じて、主に不動産開発事業を行っています。

住友林業グループ（以下、「当社グループ」）は、世界中で 26,741 人の従業員を擁し、北米、欧州、オセアニア、東南アジア、東アジアの 12 カ国で事業を展開しています。

サプライチェーン

当社のサプライヤーとの関係は、住友林業グループ調達方針に示される「合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達」「公正な機会と競争に基づく調達」「持続可能な木材および木材製品の調達」「コミュニケーション」という方針に基づいています。

また、当社グループは、ビジネスパートナーに対しても当社グループの方針の展開を図るとともに、人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権リスクへの対応を行うことで、人権に関するリスクを十分に把握し、その低減に努めています。また、必要に応じて、ビジネスパートナーの人権尊重の取り組みを可能な限り支援します。

現代奴隷制及び人身取引に関するポリシー

当社は、サプライチェーンや事業活動のあらゆる部分において、現代奴隷制及び人身取引を確実に防止するという当社の取り組みを支える以下のアプローチを実施しています。

当社は、以下の国際条約の原則を遵守しています。

- 国際人権規約（世界人権宣言及び国際人権規約）
- 国際労働機関（ILO）中核的労働基準
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則

また、当社は、現代奴隷制に関連する以下の方針を定めており、継続的に見直しと更新を行っています。

- 住友林業グループ人権方針

2023年4月の改定では、第三者からのフィードバックに基づき、当社のビジネスパートナーが人権の尊重に努めることをより確実なものとする修正を行いました。

<https://sfc.jp/english/corporate/philosophy/humanrights.html>

- 住友林業グループ倫理規範

本規範は国際的な基準に基づいており、人間尊重と健全な職場環境の実現を重視しています。

<https://sfc.jp/english/corporate/philosophy/code.html>

- 住友林業グループ調達方針

本調達方針は、国内外のすべてのビジネスパートナーに公正な取引の機会が与えられることを保証します。ビジネスパートナーの選定は、企業の信頼性及び技術力、並びに人権及び労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止への取り

組みを含む CSR（企業の社会的責任）への取り組みを総合的に判断して行われます。

<https://sfc.jp/english/sustainability/social/supply-chain/>

現代奴隷制及び人身取引に関するデュー・ディリジェンスプロセス

当社では、以下のシステムを導入しています。

- サプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定・評価

当社グループでは、包括的な人権デュー・ディリジェンスを実施し、事業運営の不可欠な要素として統合し、継続的に適用しています。このシステムでは、潜在的な人権リスクと実際のリスクの両方を評価・特定し、これらのリスクを予防または軽減するための積極的な措置を講じます。

- サプライチェーンにおける現代奴隷制や人身取引のリスクの軽減

当社グループは、サプライヤーとコミュニケーションを図り、当社グループの調達方針の周知に努めています。また、ビジネスパートナーと方針を共有し、ビジネスパートナーが研修を受け、関係者と効果的にコミュニケーションを図れるように努めています。

サプライヤーによる当社の価値観の遵守

サプライチェーン全体及び請負業者が当社の基本的価値観を遵守することを確実にするため、当社は、包括的なサプライチェーン法令遵守方針として人権方針を導入しています。

この方針は、当社グループのすべての事業運営に適用されます。この方針では、取引先に雇用されている労働者の権利を尊重することを重視しています。ビジネスパートナーやその他の関係者が人権侵害に関与していることが判明した場合、当社グループは、こ

これらのパートナーや関係者に対し、本方針に従って人権を尊重し、擁護することを義務付けます。

研修

パートタイム及びフルタイムの従業員を対象とした新入社員研修において、人権に関する講義を実施しています。また、日本国内の全従業員を対象に、毎年 e ラーニングの「仕事と人権」講座を受講することを義務づけ、人権尊重の意識向上を図っています。

当社グループは、取引先が自社の労働者に対して人権方針に関する適切な研修を実施することを期待しており、必要に応じてその取り組みを支援します。

さらなる取り組み

今年当社が実施した、サプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を確実に防止するための取り組みの有効性の検証結果を踏まえ、当社は、現代奴隷制や人身取引に対抗するために、以下のさらなる取り組みを実施していきます。

- サプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の監視
 - i. 人権侵害の重大性を踏まえ、当社グループは権利者及び利害関係者と積極的な対話及び協議を行います。このプロセスは、潜在的なまたは実際の人権リスクを特定し、緩和策を策定し、現実の事案に対する救済策を提供することを目的としています。当社グループはまた、人権への取り組みを監視及び評価し、そこから得られた情報及び教訓を人権デュー・デリジェンスプロセスに組み込みます。
- 救済措置へのアクセス
 - i. 通報窓口：当社グループは、社内及び社外からアクセス可能な通報窓口を維持するなど、必要な苦情処理制度を確立します。この窓口は、救済策へのアクセスを容易にし、是正措置及び救済措置の有効性を継続的に評価することを可能にします。取引先が人権への負の影響に直接的に関与していることが判明した場合、当社グループはその取引先と協力して状況に対処し、救済措置を講じます。

- ii. 協力：当社グループは、取引先が独自の苦情処理制度を構築し、是正措置に取り組むことを期待しています。必要に応じて、当社グループは、国や公共機関が運営する司法・非司法的救済メカニズムに対して協力します。

取締役会の承認

本声明は、2015 年現代奴隷法第 54 条(1)に従って作成され、2024 年 12 月 31 日に終了する会計年度における当社の現代奴隷及び人身取引に関する声明であり、2025 年 3 月 28 日に当社取締役会で承認されました。

川田 辰己

住友林業株式会社

代表取締役 執行役員副社長

2025 年 3 月 28 日